

設問1 「建築物石綿含有建材調査」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 書面調査、目視調査を踏まえて、石綿含有の疑いがある建材が存在しなかった場合は、建物調査報告書の作成を省略することが出来る。
- ② 2006（平成18）年には労働安全衛生法施行令が改正され、石綿を0.1重量パーセントを超えて含有する製品の製造等が禁止された。
- ③ 石綿障害予防規則に基づく調査で対象とする建材は、レベル1、2、3に該当する全ての建材であり、調査者は工事対象部分のすべてを調査し、すべての種類の建材の石綿の含有の有無を確認する必要がある。
- ④ 令和4年4月から、解体工事部分の床面積の合計が80m²以上の建築物の解体工事は、工事開始前までに、事前調査の結果等を労働基準監督署に届け出なければならない。

①

設問2 「石綿の定義、種類、特性」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 厚生労働省通達では、石綿を「繊維状を呈しているアクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライト」と定義している。
- ② アモサイトとクロシドライトは吹付け石綿として使用され、クロシドライトは石綿セメント管にも多く使用された。
- ③ レベル1の石綿は、もっとも飛散性が高い石綿含有吹付け材であり、吹付け石綿などはこのカテゴリーに含まれる。
- ④ 解体される建材の種類等による石綿ばく露の分類において、レベル2の石綿含有建材には保温材、耐火被覆材があるが、煙突断熱材はレベル3に分類される。

④

設問3 「石綿による疾病、環境の石綿濃度」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 石綿粉じんの人体の吸入経路は、「1.鼻腔」→「2.咽頭」→「3.気管」→「4.気管支」→「5.肺胞」→「6.細気管支」である。
- ② 石綿関連呼吸器疾患として、石綿肺、肺がん、中皮腫、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚などがある。
- ③ 中皮腫は、他の疾患に比べ石綿ばく露との因果関係が非常に強く、最も潜伏期間が長いことが知られている。
- ④ 石綿累積ばく露量（石綿ばく露濃度×石綿ばく露期間）と、石綿関連疾患の発症には相関がある。

①

設問4 「石綿による疾病、環境の石綿濃度」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 肺がんの死亡率は、石綿累積ばく露量（ばく露濃度×ばく露年数）に比例する。
- ② 中皮腫死亡率は、石綿累積ばく露量だけでなく、経過年数の影響が大きく、初期ばく露からの経過年数の3乗に比例する。
- ③ 石綿肺は石綿粉じんを大量に吸入することによって起こる肺のびまん性間質性肺繊維症であり、多くは30～40年以上の後に、初期病変が現れ、息切れを感じることから始まり、咳や痰を伴うことが多い。
- ④ 非喫煙者の肺がん死亡率は、非石綿ばく露労働者1.0に対し、石綿ばく露労働者は約2倍となっている。

④

設問5 「大気汚染防止法、建築基準法その他関係法令」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 大気汚染防止法は、大気汚染に関して、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、生活環境を保全することを目的に1968（昭和43）年に制定された。
- ② 大気汚染防止法の規制の対象作業は、石綿を飛散させる原因となる建築材料が使用されている建築物の解体、改修等が対象となる。
- ③ 大気汚染防止法において、解体等工事の元請業者又は自主施工者は、建築物の解体等を行うときは、あらかじめ特定建築材料の使用の有無を調査することが義務付けられている。
- ④ 大気汚染防止法では、建築物を解体する作業を伴う建設工事であって、当該作業の対象となる床面積の合計が80m²以上であるものについては、調査結果の都道府県知事へ報告が義務付けられている。

①

設問6 「建設リサイクル法」に関する対象建設工事の規模について、①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 床面積の合計80m²以上の建築物に係る解体工事
- ② 床面積の合計500m²以上の建築物に係る新築・増築工事
- ③ 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事で請負代金が100万円（税込）以上
- ④ 建築物に係る新築工事等であって、新築又は増築の工事に該当しないもので、請負代金が1億円（税込）以上

③

設問7 「リスク・コミュニケーション」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 石綿繊維の飛散に起因する健康障害のリスクは、石綿含有建材の除去作業などを行う元請業者と作業者のみに影響を及ぼす。
- ② 米国のリスク評価及びリスク管理に関する米国大統領・議会諮問委員会では、「リスク管理は、人間の健康や生態系へのリスクを減らすために必要な措置を確認し、評価し、選択し、実施に移すプロセスである。」と定義している。
- ③ リスク管理の6つのプロセスのうち「評価」の方法は、環境と健康のモニタリング、疫学調査、費用便益分析、関係者との議論などがある。
- ④ 日本国内において、石綿の飛散防止に関して周辺住民等とのリスク・コミュニケーションが図られ、工事が円滑に進むことを期待し、環境省から「建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスク・コミュニケーションガイドライン」が2017（平成29）年に公表されている。

①

設問8 「事前調査の具体的手順の例」に関する1～4の記述のうち不適切なものを選びなさい。

- ① 事前調査とは、工事前に石綿含有の有無を調査することをいう。調査は石綿含有無しの証明を行うことを目的とし、その証明ができない場合は分析調査を行うか、「石綿含有」とみなすことが基本となる。
- ② 書面調査において、図面等が断片的であったり、無い場合は、建物の各階のレイアウト看板や建物履歴などのヒアリング情報から推測し、目視調査のための事前準備を行う。
- ③ 書面調査で石綿の含有・無含有の判定ができない場合は、目視調査で必ず試料採取・分析を行い、判定しなければならない。
- ④ 目視調査において、書面調査結果と照合した結果、差異がある場合は、現場の状況を優先する。

③

設問9 「建築一般」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 建築基準法では、国民の生命、健康及び財産の保護を図るため、建築物の防火規制を定めている。
- ② 建築基準法では、建築物の用途、規模、地域に応じて、建築物の壁や柱などの主要構造部を耐火構造又は準耐火構造とすることなどが義務付けられている。
- ③ 建築基準法において「柱（造上重要ではない間柱、附け柱を除く）」は、建築物の主要構造部である。
- ④ 建築基準法において「延焼のおそれのある部分」とは、建築物の外壁部分で隣棟から延焼を受けたり、及ぼしたりするおそれのある範囲を指し、道路境界線より1階にあっては3m以内、2階以上にあっては5m以内の距離にある建物の部分をいう。

④

設問10 「建築一般」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 建築基準法では、耐火建築物の階によって要求される耐火性能が異なる。
- ② 建築基準法において、「1時間耐火」とは、1時間の火熱を受けても構造部材が発火及び自燃しない性能をいう。
- ③ 建築基準法において、建築物の最上階及び最上階から数えた階数が「2以上で4以内の階」における「柱」の要求耐火性能は、「1時間」である。
- ④ 建築基準法において、建築物の最上階から数えた階数が「15以上の階」における「梁」の要求耐火性能は、「3時間」である。

②

設問11 「建築一般」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 建築基準法では、面積区画が定められており、一定面積ごとに防火区画し、水平方向への燃え広がりを防止し、一度に避難すべき人数を制御している。
- ② 建築基準法において、面積区画、高層区画、縦穴区画と接する外壁は、接する部分を含み30cm以上の部分を耐火構造または準耐火構造としなければならない。
- ③ 建築基準法の防火規制では、建築物の用途や規模に応じて、居室や廊下・階段などの壁や天井の仕上げを準不燃材料や難燃材料とすることが義務付けられている。
- ④ 難燃材料とは、5.5mm以上難燃合板、7mm以上せつこうボードで、5分間の加熱によっても、燃焼せず、防火上有害な変形、亀裂その他の損傷を生じなく、また避難上有害な煙やガスを生じない仕上げ材料のことである。

②

設問12「建築設備」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 建築基準法上では、建築設備を「建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備または煙突、昇降機若しくは避雷針」と定義している。
- ② 電気設備において、ケーブルが上下階や壁を貫通する場合の防火区画貫通処理に、「けい酸カルシウム板第一種」を使用することが多くみられる。
- ③ レストランなどの厨房にグリーストラップがある場合、床スラブに大きな開口を施して設置されるため、防火区画を担保するため、グリーストラップ下端に耐火被覆が必要となるため、施工されている。
- ④ ベリメータカウンターには、空調設備が設置されていることが多く、配管の石綿含有保温材やファンコイルユニットの吸音のために吹付け石綿などが施工されている。

②

設問13「石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 書面調査の前に改修履歴や設備更新履歴を把握することも重要なので、建築物所有者・管理者から事前に情報を得ることも重要である。
- ② レベル1の石綿含有建材は施工方法や材料によって6種類に分類されるが、そのうち石綿含有吹き付けロックウールの施工方法は、乾式吹付け、半乾式吹付け、湿式吹付けの3つの工法がある。
- ③ 石綿含有吹き付けロックウールの石綿無含有化に際し、乾式工法の代替として湿式工法が開発され、現在では湿式工法により石綿が含有されていない吹き付けロックウールが施工されている。
- ④ 石綿含有吹き付けロックウールの「乾式吹付け」の主材料は、「石綿」・「ロックウール」・「セメント」・「水」で工場で配合されていた。

③

設問14「石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 石綿含有建材の最終製造年以降は、石綿無含有に全面的に切り替わっているので石綿無含有建材と判断してよい。
- ② 1980（昭和55）年にロックウール工業会の自主規制により、会員各社が石綿含有吹き付けロックウールの使用を中止し、ロックウール工業会所属のメーカー各社は、石綿を添加しないロックウールだけのものに変更したが、会員以外のメーカーの吹き付け石綿の使用や物流における業者の在庫などもあったことから、1980（昭和55）年以降の数年間は石綿含有吹き付けロックウールが施工されていた可能性も考慮しなければならない。
- ③ 吹き付けパーミキュライトには、吹き付け石綿と同様に剥落を防止するため繋ぎ材として添加されているケース以外に、不純物として石綿を含有するケース（天然鉱物由来の石綿）がある。
- ④ 昭和30年代後半から50年代にかけて建築されたR C構造集合住宅の室内の天井は直天井が多く、パーライトを骨材とした吹き付けで仕上げられていた。

①

設問15「石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① レベル2の石綿含有建材は、各メーカーから提供されていた情報から、石綿含有建材の製造時期がわかっているが、メーカーによっては廃業などにより情報を公開していないところもあるので、最終製造年はあくまでも目安である。
- ② けい酸カルシウム板には第一種と第二種があり、第一種はレベル3の建材で、厚さは6・8・12mmなどと薄いため、けい酸カルシウム板第二種と見分けることができる。
- ③ 石綿を含有している耐火被覆板は、1920年代から建築物、構造物、船舶などに多く使用されており、高温や低温の液体用の配管用鋼管、タンク、タービン、焼却炉の外周部などの保温、断熱、防露を目的として使用されていた。
- ④ 屋根用折板石綿断熱材のち、石綿フェルトについては、折板の幅に合わせて製造され、工場で折板に接着されるもの、建設現場にて接着されるものがあった。

③

設問16「石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① レベル3の石綿含有建材においても、石綿則や廃棄物の処理及び清掃に関する法律などの対象となる。
- ② レベル3の石綿含有建材は事業用の建築物だけでなく、一戸建て住宅等などにも幅広く使われている。
- ③ 調査対象建築物の施工時期がわかってもレベル3の石綿含有建材を推定することはできない。
- ④ 事前調査において石綿無しと判断するには、終期以降の製品も、メーカーから個別に証明書を取り寄せたり、分析により確認する。製品を特定できない場合は石綿含有とみなすか、分析により確認する。

③

設問17「石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① レベル3の石綿含有建材のうち、石綿含有ビニル床タイルの製造時期は、1952年から1987年（昭和62年）である。
- ② レベル3の石綿含有建材のうち、石綿含有住宅屋根用化粧スレートの製造時期は、1961年から2004年（平成18年）である。
- ③ 「aマーク」は、石綿則改正に伴い義務化された表示で、平成元年に石綿含有率5重量パーセント超の製品を対象とし、法改正により、平成7年には石綿含有率1重量パーセント超に変更された。
- ④ 石綿含有けい酸カルシウム板第一種は、浴室などのタイル下地に使われていた。

③

設問18「石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 石綿セメント管は、主に上下水道管に使用された。
- ② 石綿発泡体に使用されている石綿の種類は「クリソタイル」石綿で、石綿の含有率は70～90%と高い。
- ③ 石綿含有シール材は、配管やダクトの気密性、液密性を保つためのものであり、静止した部分で使用するものが「ガスケット」、可動部などで使用されるものが「パッキン」である。
- ④ 建築用仕上塗材自体は、塗膜が健全な状態では石綿が発散するおそれがないため、これを破断し、除去しても含有する石綿が飛散するおそれはない。

④

設問19「書面調査の実施要領」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 石綿調査の第1段階は、設計図書等の調査（書面調査）から始まる。
- ② 現地で実際の建材を目視することが最も確実な調査手法であることから、書面調査については省略することもできる。
- ③ 書面調査の一連の過程において、より多くの有用な情報が得られるよう、調査者は、建築一般、建築設備、石綿含有建材の知識を習得しておくことが重要である。
- ④ 書面調査の結果をもって調査を終了せず、石綿等の使用状況を網羅的に把握するため、目視調査を行う必要がある【2006（平成18）年9月の石綿等の製造等禁止以降に着工した建築物等を除く】。

②

設問20「図面の種類と読み方」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 建築物を建設するにあたり、担当官庁（建築指導課・消防署など）に建築物を建てる許可を得るために「建築確認申請書」や各申請書類などを提出する。この時の図面を建築確認図面と言う。
- ② 竣工図は、竣工時に設計図書（建築確認図を含む）を修正し、竣工書類の一つとして引き渡す図面であるが、テナント工事の未記入や修正ミス、記入漏れが多いため、参考資料として書面調査を行い、現場確認することが鉄則である。
- ③ 設計図書には多様な図面があり、大別すると、建築図、構造図、設備図（電気設備、給排水衛生設備、空調設備、昇降機設備、特殊設備）等がある。
- ④ 図面上の情報は、改修作業等の度に更新されるため、現在までの利用過程における改修作業等が反映されている。

④

設問21「図面の種類と読み方」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 電気・衛生設備図面からは、空調ダクトフランジの石綿含有ガスケット、排水の石綿セメント管、防火区画貫通部処理などの情報が得られる。
- ② 複数回、建築物所有者が変わっている建築物の場合でも、建築物売買の際に建築図面が必要となるため、建築図面が紛失されているケースはほとんどない。
- ③ 内部仕上表は、室内に「表し」となっている仕上面の資材が記載されているだけで、間仕切壁や天井裏、ペリメータカウンター内や外壁等の裏打ちなどの直接見ることでできない部分の建材については記載されていないこともあり、留意が必要である。
- ④ 建築図面を入手したら、設計図書、過去の調査記録等において、新築施工年、増築・改築・改修の有無、年月日、及び用途変更を伴うものか等を確認する。

②

設問22「石綿含有建材情報の入手方法」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 実際に使用されている建材が「石綿含有建材」か「否」か判定できるのは、その建材の商品名が特定でき、メーカーが正確な情報を開示している場合である。
- ② 建材の石綿含有情報とは、石綿を意図的に原料として工場に混入していたという情報である。ただし、意図的に添加していなくても、非意図的に法令基準の0.1%超で混入している可能性があるもので注意が必要である。
- ③ 国土交通省・経済産業省が公表している「石綿（アスベスト）含有建材データベース」は公認されたものであるため、データベースで検索した建材（商品）がないことを以て、石綿無しの証明となる。
- ④ 建築図面が全くない場合は、目視調査に記録用紙を持参し、各階を目視の上、各階の概略平面図を作成する。

③

設問23 「目視調査の流れ」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 改修や解体工事のための事前調査では、解体・改修等を行う全ての建材が対象であるが、内装や下地等の内側等、外観からでは直接確認できない部分については調査を省略できる。
- ② 建築図面がない場合は、詳細調査に入る前にヒアリングなどの結果を踏まえて、外、屋上、基準階などを先に縦覧し、簡単なフロア図のスケッチを作成し、大まかな建築物概要を把握することも有効である。
- ③ 一般に機械室やビル管理人などの居室、パイプシャフトの内部床、造作されたロッカーキャビネットなどの下などは、建築物の竣工当初の状態が保たれていることが多いので、これらの部屋で確認した建材とは明らかに施工年が違ような建材が使われていれば、改修履歴のあったことがわかる。
- ④ 建築物を調査する際には、書面調査の結果がある場合はそれに基づき、一方書面調査で実施できなかった場合には目視調査時に建築物の概況を把握し、それぞれの場合に応じて、各個室などの建材使用状況を確認する。

①

設問24 「事前準備」に関する①～④の記述のうち、(不適切なものを選びなさい。

- ① 試料採取時に使用する呼吸用保護具は、取替え式防じんマスク（RS2又はRL2）と同等以上の性能を有するものとする。
- ② 調査対象の現場が狭隘である場合には、「手鏡」、「暗視カメラ」、また現場が暗所である場合には「投光器」などが必要であり、現地の状況を予測して必要な用品を準備する。
- ③ 試料採取時には、防護服(JIS T 8115 化学防護服タイプ5)又は専用の作業衣(JIS T 8118 静電気帯電防止作業服)を着用する。
- ④ 調査に必要な用品には、工業用ファイバースコープ、レーザー距離計、スモークテスター、PS 専用の扉ハンドル、下地検知器、HEPAフィルタ付き真空掃除機などがある。

①

設問25 「目視調査の実施要領」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 目視調査に臨む姿勢として、同一パターンの部屋である場合は、他の部屋での試料を多めに採取し、それを小分けにして他の部屋の試料として分析調査することで効率化を図ることができる。
- ② 目視調査に臨む基本姿勢として、狭隘部での調査の後には、作業衣の背中などに繊維が付着していないことなどを点検し、調査終了時には使用した用品の洗浄や試料の確認、石綿含有建材調査者自身の「洗顔」「うがい」などを励行する。
- ③ 目視調査に臨む基本姿勢として、多人数の目視調査は意見が分かれやすく、他者の意見に惑わされやすいため、小人数で図面を見ながら、時間をかけての現地確認が最善である。
- ④ 定礎は、調査対象の建築物の竣工時期、建築主、施工業者等の事項が刻印されているので、建築時期が分かることで石綿含有建材の製造時期等に関連する重要な要素の一つとして参考にすることができる。

①

設問26 「目視調査の実施要領」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 調査にあたっては書面調査のみで判断せず、令和3年4月以降は、平成18年9月の石綿の製造、使用等の禁止以降に着工した建築物等を除き、必ず目視調査を行い、現物を確認することが必要である。
- ② 石綿含有建材の使用の有無については、改修工事が行われた場合、設計図書等に有無が必ず明記されている。
- ③ レベル3の石綿含有建材は、内装制限（不燃材料等）が要求されている箇所への使用もあるが、むしろ、そうした法令以外の用途（意匠や吸音、防水性能等）で使用されたものが多く見られる。
- ④ 石綿含有建材調査者自身及び雇用する事業者は、労働安全衛生法及び石綿障害予防規則など最新の関係法令を遵守しなければならない。

②

設問27 「目視調査の実施要領」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 試料採取の注意事項として、採取する際には室内を閉め切り、石綿含有建材調査者のばく露を防止するため、換気扇を稼働させる。
- ② 防じんマスクのフィルターは、調査対象建築物ごとに新しいものを取り替える。
- ③ 石綿含有建材調査者の石綿調査時の石綿ばく露は、石綿含有建材の除去作業に類似する可能性があることから、「6カ月以内ごとに1回」、定期的に医師による健康診断を受けなければならない。
- ④ レベル1の吹付け材は、目視での石綿含有・無含有の判断は出来ない。過去の記録等で「石綿あり」とされている場合を除き、サンプリングを行い、分析を行う。ただし、「みなす」場合は分析は行わなくてよい。

①

設問28 「目視調査の実施要領」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 成形板の裏面調査において、不燃番号がNM-〇〇〇〇と表記されていれば、遅くとも「平成14年以降」の製品である。
- ② セッコボードの大半は、裏面に表示あり、メーカーによって一部の記載事項は異なるが、メーカー名、認定番号（指定番号）、製造工場名、J I S マーク、製造年などの情報が記載されている。
- ③ 目視調査を行う中で、点検口や器具の開口部もなく、部分的に解体しなければ調査できないような場所が見つかった場合は、調査を割愛し、調査報告書への記載も必要としない。
- ④ 工場や車庫などの壁材や天井材は、スレート波板を使用していることも多く、スレート波板は現在も石綿を含んでいないものが製造されているため、部分的に改修・交換している場合もある。

③

設問29 石こうボードの裏面の表示された記載について、①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 「無石綿」と表示されていれば、現在の法律においても、「石綿は含有していない」と判断できる。
- ② 製品名が具体的に記されていれば、メーカー名を調べる手がかりとなる。
- ③ 「国土交通大臣認定不燃材料NM-〇〇〇〇」と記された表示を手掛かりに、メーカー名を調べる事が可能となる。
- ④ 「□□□□」という製品名から、建材の一般名を調べる手がかりとなる。

①

設問30 「試料採取」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 書面調査及び目視調査等で、石綿含有の有無が明らかとならなかったものについては、石綿を含有しているとみなすか、分析を行う必要がある。
- ② 試料採取にあたって、必要であれば、HEPAフィルタ付き真空掃除機、養生シート等を準備する。
- ③ 試料を採取した部位からの飛散を防止するために、採取部位に粉じん飛散防止剤を噴霧する。
- ④ 吹付け材は、材料組成が「均一」になっている可能性が高いので、代表1か所を採取する。

④

設問31 「試料採取」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 吹付け材においては、施工年によっては、石綿含有のものと無石綿のものが混在している時期がある。
- ② 吹付け材の試料採取は、該当吹付け材施工表層から下地まで必ず貫通しての試料の採取を前提に行う。
- ③ 平屋建ての建築物で施工範囲が3000㎡未満の場合、試料は、原則として、該当吹付け材施工部位の3箇所以上、1箇所当たり10立方センチメートル程度の試料をそれぞれ採取する。
- ④ 天井ボードなどで覆われた内部に、レベル1建材が存在する事例は特にない。

④

設問32 「試料採取」に関する①～④の記述のうち不適切なものを選びなさい。

- ① 吹付け材を除く耐火被覆材は施工部位が梁、柱に限らず、あらゆる箇所が施工範囲となっている。
- ② 煙突用断熱材の試料採取に当たっては、3箇所以上、1箇所当たり10立方センチメートル程度の試料をそれぞれ採取する。
- ③ 保温材には、成形保温材と不定形保温材があり、建築物の小型ボイラ等の配管に使用される保温材は「不定形の保温材」がほとんどである。
- ④ 保温材の場合は、使用目的から、配管表層部の温度が高温となっている場合があり、表層部に接触している保温材の材質（石綿を含め）が変化している可能性がため、このような箇所からの試料採取は避ける。

①

設問33 「試料採取」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 形成板の試料採取に当たっては、採取部位を養生後、飛散抑制剤等で採取箇所を湿潤化し、鋭利な道具で切り抜くように採取する。
- ② 設計図書や特記仕様書は仕上塗材の「一般名」が記載されていることが多く、「製品名」を特定できるので、分析の必要は特にない。
- ③ 建築用仕上塗材の試料採取は、施工部位の3箇所以上から1箇所当たり容量10立方センチメートル程度を目安に試料を採取する。
- ④ 採取した試料を分析機関に提出する際は、試料の取り違いなどが発生しないように必ず石綿含有建材調査者本人が記入から封印まで、責任を持って行うことが望ましい。

②

設問34 「目視調査の記録方法」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 目視調査の記録方法のポイントは、現場で、「①迅速・簡易に情報を記入できるもの」、「②調査・判断の流れに沿って記入しやすいもの」、「③調査箇所に漏れがないことを確認しやすいもの」、が挙げられる。
- ② 現地での調査写真撮影は、その写真を編集し、報告書を作成する石綿含有建材調査者自身がカメラマンとなることが望ましい。
- ③ 撮影に際しての留意事項として、対象物は広角撮影と近接撮影（アップ）を行う。
- ④ 石綿含有建材の判定は、「劣化」または「劣化なし（劣化が見られない）」という2局化した分類のみであり、その中間に該当する抽象的な判定を行わない。

④

設問35 「目視調査の記録方法」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 調査する部屋に天井にボードがある場合は、囲い込み工事済みと考え、飛散の可能性はない、若しくは低いと安易に判断してはならない。
- ② 「劣化なし」とは、おおむね全般的に損傷箇所や、毛羽立ちなどの劣化が進んだ様子が見受けられない状態をいい、外的な要因や経年劣化が進んでいない、普通に使用している場合を表す。
- ③ 解体・改修時の事前調査結果の報告書について、厚生労働省の通達では、「石綿含有建材の有無と使用箇所を明確にする」ことが求められている。
- ④ 解体・改修時の事前調査結果の報告書について、厚生労働省の通達において、「石綿を含有しないと判断した建材は、その判断根拠を示す」ことは定められていない。

④

設問36 「建材の石綿分析」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 石綿等の使用の有無を分析により調査するとは、「石綿等がその重量の0.5%を超えて含有するか否か」について分析を行うものである。
- ② 事前調査に係る採取試料中の石綿分析方法としては、石綿含有の有無と種類についての「定性分析方法」と、石綿がどの程度含まれているかを分析する「定量分析方法」がある。
- ③ アスベスト分析マニュアルでは、定性分析方法 1 は、「実体顕微鏡」と「偏光顕微鏡」により定性分析する方法である。
- ④ アスベスト分析マニュアルでは、定量分析方法 1（X線回折分析法）は、X線回折分析法による定量分析方法で石綿の質量を定量し、試料全体に対する石綿の質量百分率（%）を求める方法である。

①

設問37 目視調査報告書における建築物の概要欄に「該当しない項目」を選びなさい。

- ① 建築物用途
- ② 確認済証交付日・番号
- ③ 建築物使用者
- ④ 延べ床面積

③

設問38 「目視調査総括票の記入」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 石綿を含有しないと判断した建材は、その判断根拠を示す。目視だけは判断できない場合、他の根拠を合わせて示す。
- ② 所有者情報提供依頼概要欄における改修工事歴は、どの部屋を改修したか、その際に石綿処理歴が存在するかを確認する。また、所有者が変わったなどで不明の場合は「空欄」とする。
- ③ 今回調査箇所欄は、調査対象建材があった部屋だけの記載ではなく、調査できなかった部屋も含め、全部屋について記載する。
- ④ 今回調査できなかった箇所欄において、部屋への立ち入りができず検体採取ができなかった、機械類を撤去した後でなければ試料採取ができない、その他、構造上・立地条件等の問題で試料採取が不可能な箇所については、詳細を調査報告書に記載しなくてはならない。

②

設問39 「目視調査個票の記入」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 外観の記入にあたっての注意事項として、定礎があれば、その刻印された内容についてメモをとるだけでなく、近寄って写真に収めておく。
- ② 部屋ごとの記入における材料名は、材料の形態を統一された一般名称で記載する。この場合、略称や通称でもよい。
- ③ 部屋ごとの記入における劣化度の判定は石綿含有建材調査者の技術として重要であるが、必須の記入項目ではないので、劣化の程度が判別できないときは空欄とし、安易な判断をしないよう努めなければならない。
- ④ 写真集の作成にあたっては、調査に補助員がいる場合でも、調査報告書を作成する石綿含有建材調査者自身がカメラマンとならないと、編集時に混乱をきたすことになる。

③

設問40 「調査報告書の作成」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 調査報告書には、劣化状況や専門業者への情報提供の方法など、調査結果から得られるアドバイスなど石綿含有建材調査者のコメントを記載する。
- ② 調査対象の建築物等の新築当時の着工日は、建材中の石綿の存在の有無に係る貴重な情報であり、可能な限り調査のうえ、記載する。
- ③ 分析機関から、結果速報や石綿分析結果報告書を入手した結果、石綿含有建材調査者の目視結果と結果報告が乖離していたり、あり得ない結果だったなど、少しでも疑義があった場合は、分析機関に問い合わせ、原因を把握することが重要である。
- ④ 石綿含有建材の事前調査結果は、石綿を含有しない建材については、報告する必要はない。

④